

(仮称) 増毛町風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

平成30年4月6日付け
経済産業大臣あて

本事業は、留萌管内増毛町の約2,617haを対象事業実施区域として、最大50基の風車による最大出力190,000kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域及びその周辺には自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場や暑寒別天売焼尻国定公園が存在しているほか、オジロワシなど希少鳥類の生息情報がある。また、対象事業実施区域には留萌市及び増毛町の水道水源の集水域が存在しているほか、当該区域の北側には多数の住居等が存在している。

以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を回避又は十分に低減すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 本方法書では、対象事業実施区域の設定について、水源かん養保安林や市街地に近いエリアの除外など環境影響の回避又は低減などの観点で、配慮書段階の事業実施想定区域からの絞り込みを行ったとしている。しかし、依然として重要な自然環境のまとまりの場である自然度の高い植生や保安林の区域を相当程度含んでおり、こうした区域の改変によって重大な影響を及ぼすおそれがある。それにもかかわらず、事業性の観点から、事業実施想定区域の東側の保安林を新たに対象事業実施区域に追加し、また、風車の基数や最大出力を配慮書段階より増加させている。

このため、今後の事業計画の検討に当たっては、対象事業実施区域から重要な自然環境のまとまりの場を除外するなど事業規模の縮小も含め、環境面に配慮した更なる絞り込みを行うとともに、準備書の作成に当たっては、絞り込み等の過程を理由を含めて具体的に記載すること。

(3) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などに

より、相互理解の促進に努めること。

2 個別的事項

(1) 大気質

信砂地区の大気質の調査地点については、工事関係車両の主要な走行ルートのうち一部のルート沿いのみに調査地点が設定されており、工事用資材等の搬出入に係る大気質への影響を適切に予測及び評価できないおそれがある。このため、調査地点について、地点の追加も含め再検討の上、適切な位置に設定し直すこと。

(2) 騒音及び超低周波音、振動

ア 信砂地区の騒音及び振動の調査地点については、工事関係車両の主要な走行ルートのうち一部のルート沿いのみに調査地点が設定されており、工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動の影響を適切に予測及び評価できないおそれがある。このため、調査地点について、地点の追加も含め再検討の上、適切な位置に設定し直すこと。

イ 騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(3) 水質

ア 対象事業実施区域には、留萌市と増毛町の水道水源の集水域が含まれ、水源の水質への重大な影響が懸念される。このため、留萌市及び増毛町と協議を行い、その結果を踏まえ、水道水源の集水域を対象事業実施区域から除外するなどの環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(4) 風車の影

施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(5) 動物

ア 本方法書では、動物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ コウモリ類の調査について、バットディテクターの探知距離等を十分に考慮し、ブレード回転域の高度における飛翔状況も把握可能な手法による調査を実施し、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、専門家等により希少猛禽類等の希少鳥類の生息等に

係る情報がある。このため、これら鳥類のバードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 植物

ア 植生調査の時期を夏季から秋季に1回としているが、適切な時期に複数回の調査を行うなどにより、植生の状況を適切に把握すること。

イ 現地調査により重要な植物種が確認された場合は、当該種の生育地及びその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略的な外来種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。

また、外来植物の分布拡大は、植物のみならず動物や生態系にも影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対する影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(7) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特にブナクラス域自然植生や亜寒帯・亜高山帯自然植生（植生自然度9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、これらの区域の改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(8) 景観

ア 主要な眺望点である「暑寒別岳スキー場」は対象事業実施区域から近距離にあること、また、当該区域の南に位置する暑寒別天売焼尻国定公園内からは「暑寒別岳」や「雨竜沼湿原展望台」など複数の眺望点から風車が視認できることから、これらの眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、景観に対する影響については、地域住民、施設や国定公園の利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ 対象事業実施区域周辺に位置する増毛山道、雨竜沼湿原木道及び旧増毛小学校については主要な眺望点として選定されていないが、これらについて利用実態等を把握した上で、必要に応じて主要な眺望点として選定し、眺望景観への影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強くなる晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場

ア 対象事業実施区域に近接する「暑寒別岳スキー場」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域には、暑寒別岳登山道の箸別ルートに登山口に至る道路が含まれていることから、工事用資材等の搬出入による箸別ルートへのアクセスに対する影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(10) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。